



令和 7 年 7 月 4 日

北海道運輸局自動車交通部

タクシー運賃改定手続きを開始します ～帯広地区～

帯広地区(※1)の法人タクシー事業者から労働条件の改善、燃料価格の高騰などを理由に運賃改定申請があり、申請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が、同地区の法人タクシー事業者の全体車両数の5割に達しました。

これを受け、運賃改定申請の内容について審査した結果、同地区における標準能率事業者(※2)の適正利潤を含む収支率が100%を下回ったため、運賃改定が必要と判断いたしました。

現在、帯広地区は、帯広A地区と帯広B地区においてそれぞれ異なる運賃が適用されていますが、今回の運賃改定により一本化を図る予定であり、今後、原価計算を行った上で新たな運賃を公示いたします。

※1 帯広地区

帯広A地区：帯広交通圏(帯広市、音更町、芽室町、幕別町(旧忠類村を除く。)、中札内村、更別村、池田町)

帯広B地区：広尾圏(豊頃町、広尾町、大樹町、幕別町(旧忠類村に限る。))、浦幌町)、足寄圏(足寄町、陸別町、本別町)、清水圏(士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町)

※2 車両数5両以下や主たる事業がタクシー事業以外となる者などを除いた、標準的な経営を行っている事業者

【本発表に関する問い合わせ先】

北海道運輸局 自動車交通部 旅客第二課 平澤・三宅
TEL:011-290-2742

○ 運賃改定申請受付期間

令和7年4月2日～令和7年7月1日

○ 運賃改定申請率

地区事業者数	申請事業者数	申請車両数(A)	地区車両数(B)	申請率(A÷B)
28者	16者	259両	407両	63.64%

○ 運賃改定申請内容

普通車	初乗運賃		加算運賃		時間距離併用制	
	距離	額	距離	額	時間	額
申請	1.4km	740円～1030円	167m～230m	80円	1分5秒～1分25秒	80円

○ 現行運賃

普通車	初乗運賃		加算運賃		時間距離併用制	
	距離	額	距離	額	時間	額
帯広 A地区	1.4km	690円	249m	80円	1分30秒	80円
帯広 B地区	1.4km	720円	237m	80円	1分25秒	80円

○ 運賃改定実施状況

帯広A地区：令和5年5月31日 改定率10.59%

帯広B地区：令和5年5月31日 改定率13.51%

